

# 求職者支援制度における 訓練の在り方について

## 求職者支援制度の創設に係る論点（素案）

### I. 位置づけ

#### ① 納付の位置づけをどのように考えるか。

- 雇用保険制度における納付は個人に着目した納付となっている。一方、生活保護制度における納付は世帯に着目した納付となっている。

### II. 訓練

#### ① 納付の対象となる訓練のあり方についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業では、公共職業訓練や基金訓練（民間の教育訓練機関を認定）を納付の対象となる訓練としている。

#### ② 必要となる訓練の量・種類の確保、訓練量について地域差が少なくなるような実施体制についてどのように考えるか。

- 主として職業能力開発分科会において検討することとなるが、雇用保険部会としてそこでの議論も踏まえどのように考えるか。

### III. 納付

#### ① 対象者についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業は、雇用保険の適用がなかった者、雇用保険の受給が終了した者、自営廃業者等を制度の主たる対象者としている。

#### ② 納付要件についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業における納付要件は、公共職業安定所長に指示された訓練に8割以上出席していることに加え、
  - ・ 世帯の主たる生計者であること、
  - ・ 個人の年収が200万円以下であり、かつ世帯全体の年収が300万円以下であること、
  - ・ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下であること、
  - ・ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者であることなどとしている。

#### ③ 納付額についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業における納付額は、単身者であれば1ヶ月に10万円、被扶養者を有する者であれば1ヶ月12万円となっている。

④ 納付期間

- 当初、緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされており、訓練を受講している期間のうち、2年分について給付を支給することとしている。

IV. その他

① 適正な給付のための措置についてどう考えるか。

- 緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされていたため、多年に渡り繰り返し受給するような者を防止する措置は特段設けられていない。

② 新たに安定的な財源を確保することが必要となるがどのように考えるか。

## **求職者支援制度上における訓練の在り方に係る論点（議論のたたき台）**

### **1. 訓練の目的**

- 求職者支援制度において実施する訓練の目的について、どう考えるか。

### **2. 対象者の範囲**

- 訓練の受講対象者の範囲を、どう考えるか。
- 訓練を実施する目的に照らして、個々の受講者のどのような点に着目するか。

### **3. 訓練の設定と実施機関の確保**

#### **①訓練コースの設定**

- どのような内容、性格及び水準の訓練を設定すべきか。

#### **②訓練の規模**

- 訓練の規模について、どう考えるか。

#### **③訓練実施機関の属性とその確保**

- 各地域において、必要な内容及び規模の訓練を確保していくためには、どのような訓練実施機関を対象とすべきか。
- 訓練実施機関の確保、コース設定及び奨励の在り方について、どう考えるか。

### **4. 求職者の訓練への誘導と修了後の就職支援**

#### **①対象となる求職者を適切に訓練へ誘導するための措置**

- 対象求職者の選別及び適切な訓練への誘導方法について、どう考えるか。

#### **②訓練受講者への就職支援の実施**

- 訓練実施機関における訓練受講者への就職支援について、どう考えるか。

### **5. 訓練の評価と効果的な訓練の実施のための措置**

- 訓練実施の効果について、どのような基準により評価すべきか。
- より効果的な訓練が実施されるためには、どのような方法があるか。

### **6. 訓練の事業運営体制の確保**

- 求職者支援制度における訓練の事業運営体制について、どう考えるか。

### **7. その他**

- 上記の論点に係る議論を踏まえ、現行の公共職業訓練との役割分担をどう考えるか。

## マニフェスト等における求職者支援制度関係の記載について

### 民主党マニフェスト(抄)

37. 月額10万円の手当つき職業訓練制度により、求職者を支援します

#### 【政策目的】

- 雇用保険と生活保護の間に「第2のセーフティーネット」を創設する。
- 期間中に手当を支給することで、職業訓練を受けやすくする。

#### 【具体策】

- 失業給付の切れた人、雇用保険の対象外である非正規労働者、自営業を廃業した人を対象に、職業能力訓練を受けた日数に応じて「能力開発手当」を支給する。

#### 【所要額】

5000億円程度

### 連立政権樹立に当たっての政策合意(平成21年9月9日)(抄)

6. 雇用対策の強化—労働者派遣法の抜本改正—

- 職業訓練期間中に手当を支給する「求職者支援制度」を創設する。

## 明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）（抄）

### II. 具体的な対策

#### 1. 雇用－緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。

＜成長戦略への布石＞

##### (1) 雇用・生活保障システムの確立

○トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立

非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討

## 新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）（抄）

### (6) 雇用・人材戦略～「出番」と「居場所」のある国・日本～

（成長力を支える「トランポリン型社会」の構築）

北欧の「積極的労働市場政策」の視点を踏まえ、生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技術を身につけるチャンスに変える社会を構築することが、成長力を支えることとなる。このため、「第二セーフティネット」の整備（求職者支援制度の創設等）や雇用保険制度の機能強化に取り組む。また、非正規労働者を含めた、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度を構築するため、現在の「ジョブ・カード制度」を「日本版NVQ（National Vocational Qualification）」へと発展させていく。